

Title	室町時代の経済史的事実の一端
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.3 (1912. 7) ,p.569(189)- 576(196)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0189">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0189</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

念によれば貨物に影響する諸勢力は一般的代價平準に影響すること既述の如し、教授が一般的物價平準より個々の代價に論及するは誤れり、予は後者は前者を算出するの基礎なりと主張するものなり。

ジョンソン教授は予が代價の比に於ける貨物の側に影響を及す諸勢力は物價に影響すと云へるは誤れりと言はれたれどもそれは恐らくは貨物の生産販賣金融等に影響すべき諸條件は物價に影響せずとの意にはあらざらん、然らずんば農産物の代價は如何にして説明せらるべきか。予は前論に於て金と貨物及その代價との關係を論じたり、我國に於ては貨物交換に金を使用すること少く従つて物價と我國に於ける交換媒介との關係は實際に省略せられたるも然も代價形成の徑路は實際上銀行による交換媒介の發生に先だつものなり。

予は某氏の云へるが如く方程式の背後に隠るゝの意思なきものなれども然も拙著『貨幣の購買力』に避難するを必要と認め、短時間内には充分に答辯し得ざる程多數の質問を受け而して之等の質問は悉く該書の中に説明されあるを以てなり、例へばタウシツグ教授の指摘されたる如く過渡時代に於てはTの増進はMの増進の原因たるべきことに關しては一章を割きたり、方程式自身は何れが原因なるかを示さずと雖もPが方程式に於ける受働的の項なることは該書によりて明に知り得べし。

猶MとM'との關係の外に更に「Tの増加はそれが一人當りの増加なる限りはV及V'の増加を來す」といふ一の因果關係あり、之に就ては統計的及演繹的の證明もあり、而して貨幣數量説には何等の影響をも及ぼさず。(完)

### 室町時代の經濟史的事實の一端

松本彦次郎

建武中興の際後醍醐天皇は過度の土木事業を起し給ひし結果財政紊亂を來し、救濟法の一として不換紙幣を發行し給ひし事は史家の一致する所なれども經濟史の立場より之を論ずるものあるを聞かず。建武中興は王政復古にして政治上の變化には意義あるも之を經濟史上より論ずれば鎌倉及室町兩時代にまたがり文藝美術史に於ても過渡期なる如く經濟史に於ても過渡期のある期間たるに過ぎず。建武の中興は幕府の手にありし政權は再天皇に歸し奉りし點に於ては大なる變化なれども武家制度を大體に於て破壊し給はず割合に保存し給へり鎌倉時代は幕府の鎌倉にあると云ふ點よりせば一時代を劃すと雖も此時代分は幕府なる概念に餘りに捉はれたる

なり。鎌倉は大名集合の地として人家漸く殖ゑ滑川の注ぐ由井ヶ濱の方面に高家軒を並ぶるに及び幕府の法令は經濟の方面に關するもの漸く多く。貸借土倉に關する規定の如き漸く頻繁に出づるに至りしは注目に値す。從來商業地たる敦賀奈良太宰府京都の如きかなり發達せる都府たるに相違なければれども此等都府間相互の關係は交通の不便より思の外親密ならず。奈良より敦賀に物買ひに行きしなど多少の連絡なきにあらざと雖も各都府殆獨立せる姿なりと見て大過なからむ。唯關東に於て鎌倉の繁盛は政治上の中心點なりし丈京都の連絡も前代と異なり漸く多きを加へ唐物と稱して盛に太宰府武庫の外國貿易品の珍重せられ商賈の之に従事するもの出で隨て一般商人の往復も頻繁になりしならむ。(庭訓往來)

建武中興に楮幣を發行せしは信用發達の一階路と見るべきものにして此の發達は我經濟史上

決して輕視すべきにあらず。奈良朝以來屢々政府保護の下に漸く流通の度を高めつゝある貨幣の如きも一般民間に廣かりし時期をいつにおくべきかは大なる疑問なれども今日残れる文書の多くに徴するに北條氏の權力を得つゝある時期と推定して大なる誤なしと信ず。建長五年十月十一日(西曆千二百六十二年)幕府は人口増加の結果鎌倉内の薪炭の價格騰貴を憂へて法定價格に下さんとせしは貨幣經濟發達の好例にして貞永式目以下は實に關する規定より信用經濟に關するものなきも式目新編追加を年代追ふて之を見れば其發達の徑路の明かにするを得べし。殊に弘安永仁の前後にかけて物價又は貸借に關する法令の頻繁に出づるは如何なる理由に基くか?、文永より弘安にかけて蒙古は屢々西海に寇し幕府は之が防備に汲々として其費用も隨て莫大にして國家經濟に大なる影響を及ぼしたるは論を俟たず。物價の如きも騰貴か下落か不明

なるも其變調の過激なるに細民困窮の極に達しこれが救濟策として宜旨升一斗につき錢百文と規定せり(東寺執行日記)これ貨幣經濟の既に多少發達し居りたるの證左と見るを得べし。永仁五年(西曆千二百九十七年)の幕府の評定を基としたる喜祿二年(千三百二十六年)正月二十六日發布の法令は替錢として今の爲替に關する事を規定せり(式目追加)今日現存せるは爲替手形は此永仁元年(西曆千二百九十二年)のもの最も古く則ち鎌倉より京都に振出せるものにして、金高。兩替店。割符などの金融機關は此頃より年を追ふて發展したるならむ。室町幕府惡政の一としてあげられたる徳政の如き中田薰氏の説の如く文永前後に發して永仁年間に其弊害甚しく中田氏引用の東寺百合文書最もよく之を證するに似たり。徳政の惡法令たるは云ふまでもなければども此法令の出でしは經濟の亂調を示せるものにして單に幕府の罪のみに歸すべからず。此永仁

頃は信用經濟の發達を見るべき重大の年代にして徳政と之を連關したる文書多し。これにより此時代を貨幣經濟の發達より信用經濟に進みつつある徑路と見て可ならむか。

弘安後に於ける鎌倉幕府は財政紊亂の結果收斂を重ね遂に北條氏の滅亡を來せるは推論としては可ならむも經濟史眼を以て具體的に之を發表せるもの殆なきは我歴史の大缺點なり。室町幕府に至りては諸侯漸く獨立し。臨時の土木には段錢を課し。高麗來聘に對する沿道其他の費用を役錢として課せしは康富記に明なり。河手、津泊、市津料の渡河入港關稅の何の收入になるかは研究を要す。淀河口の入港稅の如きは王代東寺の收入たりし如く其收入主は朝廷より與へたる特有の人なれども弘安頃地頭等の之を押領するものあるに至れるは海運陸送の進歩の徴にして貞治の(千三百六十年頃)出でし新關設置の禁令は南北合一以後に於ける諸大名割據の爲

め其境堺漸く嚴重になりし一例とも見るべきものにして鎌倉幕府以來將軍の下に住して幕府所在地繁盛を助けし大名の邸宅を留守にし守護職たる其本國に歸りて經濟上の獨立を計り、細川斯波畠山の管領すら室町幕府財政缺乏の結果其獻金の多きものに其勢力を奪はるゝに至れり。大内氏の山口に於て支那貿易の特權を得將軍より特別の恩惠を受け其勢三管領の上にあるや外國貿易は對島の宗家の特權なりしが今や大内氏は幕府の令により宗家と對抗するや宗家は之に對して競争せざるを得ざるに至り。義隆の陶晴賢の弑せられしを大内氏の貪欲に歸し却て陶氏に同情し世上の晴賢弑逆論に反對なるは宗家の立場をよく説明せるものなり。(柏谷氏記錄)室町時代の外國貿易については從來義滿國辱云々の舊史論にのみ捉はれ天龍寺船朱印船などの研究あるに過ぎざりしに國辱問題の潜越は別として南北朝以來幕府財政の窮乏を救はむとし

て外國貿易を營みたるなりとの三浦博士及渡邊學士の説は世説に一步を進めたるなり。然れども外國貿易によりて果して幾何か財政の窮乏は救はれたるか之を數字統計の上に推論を試みざれば全しと云ふべからず。此種の研究は専門の經濟的智識を有するにあらざれば日本の史家の能はざる所なり、唯余が研究の一端を示せば義滿の奢侈の好例として引かれたる金閣寺の費用も臥雲日件録に明なり。支那貿易船の隻數と其貿易高の如きも暗夜に手さぐりする程不明のものにあらず。之を此時代の文書により物價の高低の略表を作り、物價と正貨輸入の關係を論ずれば支那貿易の意義始めて生ずるに至るべし。足利時代の末頃のものなれども甲斐妙法寺日記の如きは數十年に亘りて物價の高低を論じ。渡邊世祐氏亦文書によりて其著室町時代史に物價の例を示せるを見ても此研究必しも不可能なりと云ふべからず。永樂錢輸入と我日本鑄造の銚

錢と相並び行はれ其評價は法定價格を維持せむと幕府の類につとむる所なりと雖も良貨なる永樂錢は驅逐せられて惡貨の銚錢のみ多くなりてグレシヤム法原則を證明すとは渡邊學士の説なり（室町時代史六六二頁）

然りと雖も室町時代に於ける銚錢鑄高の如何を推量する能はざる今日の研究に於ては物價の高低に對して何等の斷案を下す能はず。元祿時代惡貨鑄造の高は良價より遙か多き爲め物價の騰貴を來し、外國貿易に大影響を及ぼして朝鮮日本の貿易商人其數を減ずるに至りし事社殿録に明なり。然るに妙法寺記によれば撰錢即永樂錢驅逐の結果却て物價の下落を來せりと米麥の價格は十文七十文と記せるよりせば永正元祿兩時代の經濟事情の比較研究最も趣味あるべきに渡邊氏はグレシヤム法則なる一部に限り經濟史とも云ふべき室町時代全體に亘り經濟史眼を以てせず。他に論及せざりしは室町時代の經濟

に對して殆んど論ずるなしと評せられても仕方なかるべし。（幕府の財政徳政租税など經濟の方面に多くの材料を供給せし氏の勞は多とすべきもグレシヤム法に關する外經濟論なく記述に止め何となく不統一の感あり）

寺院は日本の經濟史上重要な地位を占むべきは何人も推測し得る所なるに拘らず莊園の研究はるゝに反し寺院の研究に及ばざるは莊園研究の不完全なるを示すに止まるなり。莊園の研究も此時代を閉却しのみならず天龍寺船の性質特に外形について思をこらす人あれども此等貿易船を出す寺家經濟に注目を拂はず。經濟史の缺損をいつ補ふべきも見えぬは甚だ遺憾の至なり。

物價の騰貴を防ぎ平衡を保たむとせしは幕府代々の方針なり。商業も充分發達せず商人の數も少なび之を取締るに容易なる時代は兎も角商業の發展と共に信用經濟の時代に入れば幕府の

法令も或る度までより以上に行はるゝものにあらず。應て幕府との關係の如きも單に之を取締ると云ふ簡單なる形式的永久的につとくべきものにあらず。社會經濟の進歩は物價騰貴の原因を單純なる一二の條件に歸せしむる能はず。元徳二年（千三百三十年）五月下旬の米價騰貴は時候不順の爲穀物不足の故にあらず。此兩三年豐年なるに拘らず米價騰貴せり。其原因を以て商人の利潤を貪ぼる弊に歸し、天下飢に苦しむを以て幕府は二條町に特別に東西市を立て商賈を呼びよせ賣買せしむるに諸人喜悅の思をなし群集する事誠の市の如しと（東寺執行日記）是定期の市場に於ける商人は幕府より特別の保護をうけ。其他幕府は此等の商人より何等かの口實に金米を絞取りし如し。されば商人共は互に同盟して一種の組合を作り人爲的に米價の騰貴を維持せむとせしを幕府は二條町に新市場を建て從來の市場の特權を無視して自由競争

をなさしめ以て米價の下落を計りしは頗る英斷なりと云はざるを得ず。室町將軍と商人との關係は歐洲封建諸侯の其收入を得むとして城内又は廓外の商人に對して特權を與へしと我室町幕府と東西市場の關係は特權を與へ之によりて幕府の收入を計る點に於東西一致せりと云ふを得べし。鎌倉時代の座は概ね商人取締の一方のみなりしに室町時代には幕府財政缺乏の結果充分商人に壓迫を加ふる能はざる點に於て大に經濟進歩の相違あり。

應永六年(千四百年頃)四月十三日に於ける西京の住人と洛陽の酒屋との間に葛藤あり。從來造酒專賣權は洛陽の民のみ之を有せしに前年より西京の民新に特許を得酒麴を作りしに。洛陽則東京の酒屋土藏の輩訴訟に及び、剩へ山門を味方として強訴せし故造酒の權再東京のみに歸すべきかの風聞あるより西京の民やけを起して其近邊を燒拂へし如き(康富記)如何に造

酒の專賣と其組合強固の組織と新に商賈を得むとするも此組合ににらまるゝ以上商賈殆不可能なるを證して餘ありと云ふべし。此時代の商人にして富豪と稱へらるべきもの酒屋と土倉則質屋なり。

此時代の富豪と幕府の關係は經濟上餘程複雑になり。幕府威令も漸く行はれざるに至れり。徳令は幕府財政の困窮を暴露せるものにして其の威力を以て商人を抑へ付けんとの高壓手段にすぎず。内部に於ける幕府の弱點は天下一般に徳政を出し、個人の債務關係を絶滅するの手段は一方債務者を保護して債權者を抑へ窮民を救濟し其負擔を軽くせしむべく装へて其實幕府の負債を免れむとする巧妙手段たるを失はず。此徳政によりて損害を蒙るは富豪と中以上の社會のみ。南北朝より記録に注意すべき下剋上の思想は遠く其基を武家の勃興に歸し、藤原氏なる一族は政權を横斷して我國の進歩を妨げしに對

して武家の勃興は則中等社會を作り出し一般人民の活動を促がしたり。北條氏執權の卑官によりて天下を治めし如く一般人民は 天皇を戴きて政權を握るの思想は則下剋上なり。足利氏の政策は其愚や及ぶべからざるものありと雖も一面怪我功名の點なきならず。吉野朝廷を苦め奉りし天罰は諸侯の懷柔策の餘弊とあらはれ。臣下にして心服するものなく十三代通して謀叛の歴史に終りしなり。然りと雖も人民の何等の恩恵なき足利氏の命に服せざる事は一般國民の活動を促したるものなり。上代より奴僕問題として大に研究に値すべき奴婢の寛仁頃(千二百四十年頃)より漸く廢れて室町時代に其跡を絶ちたるは社會の一進歩と見るべく。此等の奴婢の耕作民として奴婢の境遇を脱し得ざりし鎌倉以後の奴婢に對して我學者の一言之に及びなきは我經濟史の耻辱なりと云はざるを得ず。此等の奴婢は或は穢多村なる一隅に葬られて明治維

まで一般人民より排斥せられたるか將又一般良民に伍するの自由を得たるか疑問なれども年限付の奴隸の如くも見ゆれば一種の解放と見做したる方穩當ならむも知れず、徳政の影響は濫りに怠惰なる下層民の亂暴となり富豪の輩を襲ひて社會の秩序を大に紊亂せしめたり。群雄割據は足利將軍なる概念を離れ。一般國民の活動を促し。諸雄の競争は平民より出て天下を統一せし秀吉を生み。此國民活動力を大陸に延さんとせしは足利の惡政治に對する國民反抗的精神の勝利なり。

從來政治の一中心を離れて發達せし都府は殆んどなく敦賀博多武庫の三港のみ船泊として繁盛せし如きも此時代に大に繁榮を極めし泉州堺の如く商港漁港として政治を離れて發達をなし應仁の頃堺に宛てし振出手形の今日殘るを見て此港の信用經濟の發達を見るべく。大内氏の山口に於ける地方に根據を占め大名町として支那

貿易町として急速の發展をなし。北條氏の山地を離れ平原に城廓を築きし事は城下町の繁盛となり。天正八年家康江戸に移り二十年を経ずして江戸日本橋の中央に永樂錢禁利の高札建てし如き幾多の都府大名住居地を中心として大發展をなしたり。

かくの如くして大名の全く地方に土着せし結果城下町は其地方の經濟の中心となりしもの多く。此等の中心は交通の發達と共に其往來の頻繁に海陸交通の要路なる海港も亦獨立發達せるあり。國民の活動は倭寇となり此等の倭寇は純海賊と云ふよりも冒險的商人の團體となり大に我海國民氣焰をあげ、少なくとも日本を東洋貿易の中心點となさむとしつゝありしが不幸にも鎖國令は再國民を束縛し、大に發展せむとせし海外貿易も殆んど衰へ只海外の刺激によりて内地貿易の進歩を助けたるにすぎず。足利時代より戰國にかけての經濟史についてはいつか論ずる

の期あるべしと信ず。

室町時代は殆經濟史とも云ふべきに之に關する研究の不完全にして經濟史家にとりて意義なきもの多し。室町全體をまとめて研究するは一生の事業としても困難なり。此論文は別に系統的に論じたる譯にあらず。從來研究の不完全なる幾分を補へは足る。唯余が將來研究方面の一端を示せると日記其他により從來知られざりし史實の幾分を供給したりと信ず。

### 米國都市委員制度の特徴

村田岩次郎

植民地時代に於ける亞米利加の都市に在りて一般に採用せられたるは所謂 English system にして又之を Council system と云ふ。固より紐育市當初の特許條例に在りては市長は州知事の選任に依り、市會議員は市民之を選挙したりと雖も市長と市會議員とはその行政的權限に於て逕庭ありしにあらず、然るに都市制度の發達と共に市長と市會とは漸次分離するに至れり。一八二二年に至りて市長も亦市民の選挙に依るの例を啓きしが其權限は恰も合衆國大統領乃至州知事に似たるものあり、市會の決議に對する拒否權をも有するに至れり。而して更に進んでは中央政府の各省の組織に酷似せる各課の設けらるゝあり、其の各課の長亦中央各省長官に似て市會の "advice and consent" を以て選任せらる

るに至れり。斯くて十九世紀の中葉迄は米國都市の施政は全く合衆國の政治組織を其儘に縮寫したるが如き觀を呈したり。此の中央政治組織の模倣は終に市民を満足せしむる能はず、殊に十九世紀の中葉に在りては米國都市の狀態甚だ不満足なるものありしかば遂に市政の變革を促すに至れり。此の市政改革の第一の目的は當時最も市民の信用を置かざりし所の市會の權限を縮少することにして、第二は市長を市會より分離獨立せしめ、又第三には十九世紀の半までは市の事務と看做されたる事項に對し州政府の支配權を認めんとするにありき。當時の市の各課長は或は市民の選挙に依り或は州知事の任命に依りて定まりしが殊に警察課の如き州知事に於て課長を選任するを常としたり。又多くの場合に於て其の市長又は州知事の選任に依ると市民の選挙に依るとを問はず "Board" を組織し其合議體の恒久性に基いて都市永遠の政策を確立